

お知らせ
青少年育成の日、家庭の日、育児の日について

県では、『青少年育成の日』、『家庭の日』、『育児の日』を定め、県民一体となって青少年の健全育成、子育て支援などに取り組み、『日本一のくらし先進県』をめざしています。

【毎月第3土曜日は『青少年育成の日』】

地域活動へ積極的に参加しましょう。また、地域ぐるみで青少年の健全育成に努めましょう。

【毎月第3日曜日は『家庭の日』】

家族のふれあう機会をつくり、明るい家庭づくりに努めましょう。

【毎月19日は『育児の日』】

1人ひとりが、家庭・地域・職場で子育てを支えていく取り組みを積極的に行いましょう。

問

県庁青少年男女共同参画課

☎099・286・2554

お知らせ
鹿児島県最低賃金改正

平成25年10月27日より、鹿児島県の最低賃金が『時間額665円』に改正されました。

最低賃金は臨時、パート、アルバイトなどを含むすべての労働者に適用されます。使用者は、最低賃金を労働者に周知し、その金額

以上の賃金を支払わなければなりません。

※精皆手当・通勤手当・家族手当や時間外労働などに対する割増賃金、賞与などは最低賃金に算入されません。

※別に定める特別最低賃金（産業別最低賃金）もあります。

問

鹿児島労働局賃金室

☎099・223・8278

お知らせ
**県立牧之原養護学校
作品展の開催について**

【校内作品展】

1月29日（水）・30日（木）
9時～16時
1月31日（金） 9時～12時

【展示会場】

県立牧之原養護学校体育館
霧島市福山町福山6140・1

【展示内容】

・学校紹介、学部紹介等
・各教科、生活単元学習、作業学習
・自立活動、特別活動、総合的な学習の時間の作品
・制作や学習の様子が分かる資料、写真

※その他、不明な点はお問い合わせください。

問

県立牧之原養護学校 作品展係

☎0995・56・2665

お知らせ
**大隅税務署からの
お知らせ**

【復興特別所得税について】

平成25年分から平成49年分までの各年分については、所得税と併せて復興特別所得税の申告および納付をすることとされています。

復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額（原則として、その年分の所得税額）に2.1%の税率を掛けて計算した金額です。

詳しくは、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）の『個人の方に係る復興特別所得税のあらまし』をご覧ください。大隅税務署へご相談ください。

【公的年金収入のある方の確定申告について】

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税および復興特別所得税について確定申告をする必要はありません。

ただし、以下の場合であっても、①所得税および復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。
②住民税の申告が必要な場合があります。

詳しくは、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）をご覧ください。

問

大隅税務署 総務課

☎099・482・0007

※音声でご案内しますので『2』を選択してください。

お知らせ
**県立宮之城高等技術
専門校入校生募集**

建築、塗装、内装、ブロック組積、配管、庭園管理に関する技術・技能を習得し、住宅全般に係る幅広い施工ができる人材を育成します。

【応募手続】

雇用保険受給者の方は『入校願書』（公共職業安定所や当校のホームページから入手できます）に必要事項を記入し、写真貼付にて最寄りの公共職業安定所に提出してください。それ以外の方は、卒業証明書または学校調査書等も必要です。宮之城高等技術専門校までお問い合わせください。

※雇用保険受給者は最寄りのハローワークへ

問

県立宮之城高等技術専門校

☎0996・53・0207

お知らせ
**建築物の耐震診断などの
実施に努めてください**

改正耐震改修促進法が平成25年11月25日に施行され、昭和56年6月以前の旧耐震基準で建築された全ての建物の所有者は、耐震診断および必要に応じた耐震改修の実施により、地震に対する建築物の安全性の向上に努めることとされました。

いつ、どこで発生してもおかしくないといわれている大地震に備え、まずは耐震診断を実施し、地震に対する建物の安全性の確認を行いましょ。

問

鹿児島県建築士事務所協会

☎099・251・9887